

ミナマタ現地調査



親水護岸、正面は恋路島

目次

ミナマタ現地調査	
ミナマタ現地調査の報告.....	2
データセンターについて.....	6
JNEP情報.....	7
活動日誌.....	10

ミナマタ現地調査の報告

公害総行動実行委員会事務局 小池盛明

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、一昨年9月27日に大阪地裁、昨年3月22日に熊本地裁、4月18日には新潟地裁で判決が言い渡されました。この3地裁判決は対象原告の過半数を超す179人を水俣病に罹患していると認めました。これは、今なお救済されずに取り残された水俣病被害者が存在していることを司法が明らかにしたということです。

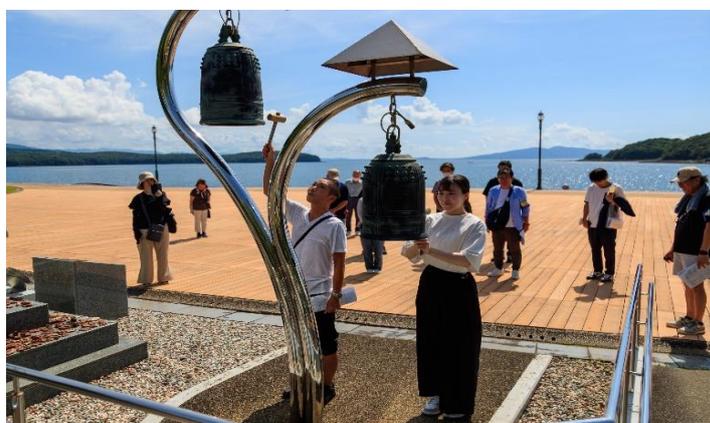
そして、今年6月、長い間、苦しみやつらさに耐えたたかってきた被害者・原告と、弁護士、支援者の運動が国会を動かし、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、参政党、有志の会により、国の責任で水俣病被害者を全面救済するための「水俣病被害者救済新法案」が衆議院に提出されました。

水俣病被害者たちが高齢化し一刻も早い救済が求められている中、情勢は大きく進展してきました。来年の公式確認70年を解決の年へ原告を先頭に一枚岩の団結で切り開こうと確認し合う現地調査・決起集会となりました。

東京からは昨年を上回る10人が参加しました。日程は、8月23日(土)13:00~16:30 水俣市内バスツアー(60名参加)では、患者会をスタート→水俣協立病院→チッソ本社→百間排水口→水俣病資料館→慰霊碑→仕切り網→サイクリーター→八幡プール→避病院跡・産廃処分場→大崎鼻公園を視察し、ふれあい広場で解散しました。17:00からはバーベキューで交流しました。

24日(日)10:00~12:00 第41回ミナマタ現地調査総決起集会 水俣市もやい館で-公式確認70年を解決の年へ「水俣病の早期解決を求める 決起集会」へ230名が参加しました。

参加にあたってカンパ(8月1日現在)81人 支援者・サポーターのみなさんから245,000円が寄せられました。どうもありがとうございました。以下、各参加者からの感想です。



水俣病慰霊碑で鐘を鳴らす参加者



「水俣病の早期解決を求める総決起集会」もやい館

今回の現地調査での出会い ミナマタ病解決への過去・現在の支援者

ノーモア・ミナマタ東京弁護団 団長
尾崎 俊之

今回の現地調査での出会い

1. 1984年提訴の東京訴訟の時からの人々
 - ① 藤野 紘 医師
鹿児島大の井形教授が否定した鹿児島県の桂島の悉皆調査で、大多数の島民を水俣病と判定
 - ② 野中 重男
明水園の半永一光くん(胎児性患者)との交流の導き手
 - ③ 中島 敏子
出水市議会議員 出水市民薬局中嶋武光(出水連絡会の一員・故人)の妻
2. 今回の現地調査で初めて知り合った人 ① 伊藤 蒙 ② 沖 亜里奈
3. 全面解決に向けて
長い付き合いの人とも、新しい付き合いの人とも、ともにノーモア・ミナマタ全体解決を勝ち取り、喜び合いたいと思います。

現地調査で感じたこと

ノーモア・ミナマタ東京原告団 団長
吉竹 直行

水俣の皆さんに、現地調査から、懇親会、会合まで、多くの接待をして頂きました。ありがとうございました。

現地調査の訪問先は、以前より時間が無いので、遠くまでは、行きませんでした。重要で、記憶に残る場所を選んで頂き、複数回目の参加でも、更に確認出来る事が多かったです。

バス案内の方も、バスやコース取りなど、工夫しながら説明して頂き、本当にありがとうございました。

初日の、懇親会バーベキュー会では、食材が新鮮で素晴らしいもので、初めて食べるものが多く有りました。気を使って頂き、感謝します。今後の解決のため、決意を話せて、良かったです。



バーベキュー会場で（東京参加者）



吉竹 直行 東京原告団長

第42回ミナマタ現地調査に参加

ノーモア・ミナマタ東京原告団 副団長
徳田 昭博

現地調査に参加するのは第37回・40回に続き3回目です。毎回思うことですが42回目の現地調査なのに大勢の方が変わらず関心と支援で運動を支えてもらっていることに感謝するばかりです。

初日の現地調査も猛暑のなかミナマタ病の現場と資料館を見学・原田さんの説明を聞いて改めて被害の深刻さを実感できました。水俣のバーベキュー、会長さんが採られた魚介に感動、出水の懇親会も大盛り上がりで感動感謝です。二日目の水俣の全体会も会場をいっぱい全国各地のみなさんが決意を語り、中でも東京の尾崎弁護士の決意表明には感動と安心をいただきました。またの機会をいただければ参加したいと思います。ありがとうございました。

第42回ミナマタ現地調査の感想

ノーモア・ミナマタ東京弁護団
常盤弘司

私は、今回初めて当該現地調査に参加しました。何度か水俣市内を訪れたことはありましたが、初めて訪れる場所もありまして、非常に興味深かったです。特に資料館については、水俣病の歴史等印した一大モニュメントであると思いました。時間的に余裕があれば、もう少しゆっくり見て回りたいかったです。また、慰霊碑の鐘を突かせて貰いましたが、長年に渡る苦難の歴史や被害者の方々の思いを胸に馳せたりしまして感慨深くもなりました。決起集会では、地元ということもありまして、多数の出席者に驚くと共に、終局的解決に向けての機運の高まりを感じました。総じて、貴重な機会を頂けまして、感謝しております。

新法案成立が見えてきた中での現地調査

加藤千鶴子(支援 城南法人)

台風が通り過ぎた後で、お天気にめぐまれた現地調査となりました。

今年新たに水俣病被害者救済新法案が、衆議院に提出されました。

これまでの運動の成果だと実感しました。すごく嬉しかったです。そのあとの現地調査でしたので、新法案のことがあちこちで取り上げられ、法案成立という具体的な目標が見えてきました。

新しくお話を聞くことができた被害者の方もいらして、それぞれの人生に大きな負担があったことに胸が痛みました。

バーベキューすごく楽しかったです。♪♪

水俣病の現地調査に参加させて頂き、大変大きな学びになりました。

伊藤 豪(支援 城南保健生協)

水俣病のことは学校で教わるレベル(四大公害病)の知識しかなく、なぜ起きたのか？そこで起きた実態、苦しんでいる人の実態、加害を認めたくない国・会社と被害者のたたかひの歴史、そのたたかひが全国的なたたかひとして広がっていること、など初めて知ることが多く、参加させていただき感謝です。

また、今回の調査でたくさんの方との交流も含めて楽しく参加できました。これからの裁判闘争も含め、たたかひが佳境になるところで、私自身も微力ながら東京から声を上げる、水俣病の実態を広げていく、などできることをやっていきたいと思います。

現地を見れたことはかけがえない経験

沖 亜里奈 (支援 渋谷法律事務所)

実際に自分の目で現場を見れたことで、時代背景や、チッソと住民の方の関係も学ぶことができ、より水俣病、水俣の地域について深く知ることができました。

原告の方たちの闘う気持ち、弁護士、医師団、支援の方の救済するためのご尽力の姿がとても伝わってきました。また、勇気を出してご自身のことを話してくださる原告の方のお話を聞くことはとても貴重な時間でした。

差別や誤った認識がなくなるよう多くの方が歴史と事実を学び、知ることが何よりも大切だと感じた現地調査と集会でした。参加させていただきありがとうございました。

第42回ミナマタ現地調査に参加して

金子 テル (支援 城南法人)

毎年参加していますが、少しずつ進歩していますが、水俣訴訟がすでに70年になっている事に驚きを隠せない思いでした。

水俣病の認定は進んでいるとはいえ、まだまだなのかなと思います。全ての被害者・原告に対してできるだけ早い救済を願います。

原告も高齢化し亡くなっている方も沢山いると聞いていますので、早期救済されるように運動していかないといけないと思いました。

第42回ミナマタ現地調査に参加して

東京民医連 谷津 昌彦

8/23日、24日に第42回ミナマタ現地調査 早期解決をめざす決起集会に参加した。今回は、決起集会でノーモア・ミナマタ第2次訴訟の弁護士団長 寺内大介先生のお話を興味深く聞かせていただいた。

新法案は特措法の不備なところを打開するため裁判で明らかになった未救済の水俣病被害者の存在することを明記。特措法では地域や年代で理不尽な線引きがなされたため、対象地域・年代を拡大。

特措法では2年3ヶ月で締切り、間に合わない被害者が多数いたため申請期限を設けない国の補償義務を明記。特措法に基づく健康調査を16年にわたり放置したため、広範な健康調査を義務付けた。

上記5点が盛り込まれていることを学んだ。全国で戦っている1,700名の原告のうち 約320名が亡くなっており、国や熊本県、チッソは、あたかも水俣病はなかったことにしようとしている。

新法案を早期に成立させ、和解し、一刻も早く残された全ての水俣病患者を救済すべきと強く感じた。



百間排水口(現在)

データセンターについて

公害・地球懇 政策委員会

データセンターは、企業のデータ保有管理、様々なデータ計算の場所貸しなどのほか、最近ではAI人工知能のより大きな計算をするコンピュータセンターとして拡大しています。

政府の第7次エネルギー基本計画は、政府は、半導体製造工場とデータセンターの増加により全国の電力消費が2040年までに最大2割増え、大型発電所の増加が必要だと主張しています。

全国でデータセンターが増加中

全国でデータセンターの新設計画が相次いでいます。北海道、関東、近畿で計画が目立ちます。

これにより、電力消費量の急増が懸念されています。また、半導体工場も、政府が年間1兆円近い巨額補助金を出して誘致し、電力消費量増加の可能性があります。

一方、これによる電力消費量増加をいくつかの研究チームが検証したところ、半導体製造工場とデータセンターの電力消費が全体に占める割合は2%未満なので、この2つが急増するとしても、他の用途は省エネで減少し、それ以外を含む全国の電力消費量は増えるとしても、そんなに大きな増加にはならないと予測しています。

地域で立地計画があるとデータセンターが大きな影響

一方、地域でデータセンター計画があると、地域は大きな影響を受けます。

東京都昭島市には、巨大データセンター計画があります。

このデータセンターひとつの電力消費量が、全国のデータセンター全てを合わせた規模、さらには昭島市の企業・公共施設・家庭の電力消費量全体のおよそ6倍、このデータセンターひとつのCO₂排出量は昭島市の企業・公共施設・家庭・自動車・鉄道全体の4倍になります。

またこの近くの東京都日野市でもデータセンター計画があります。こちらの事業者は財閥系の不動産会社で、電力消費量もCO₂排出量も秘密で明らかにできないと主張し、明らかにしないまま、市役所に対し建築許可の承認を求めています。

東京都昭島市の場合、市の工場・オフィス・家庭・交通などのこれまでの温暖化対策の努力は、突然排出が4倍になるので台無しになり、市の温暖化対策計画は大変なことになります。

データセンターの排熱で温度上昇、今年の猛暑にさらに排熱分の温度上昇追加

それだけではなく、データセンターの排熱が市全体の4倍になります。夏場の猛暑日などで地域への影響、住民とりわけお年寄りや子供など健康弱者への健康影響が心配されます。例えば今年の夏に経験したように、地域で最高気温が35度になる猛暑日に、道路上などでは40度近くになっている日に、データセンターの巨大な排熱が加わって36度、37度、38度になるとどうなるのでしょうか。

今年は過去最高気温が各地であいつぎ、救急搬送は7月までで過去2番目に多い4万人でそのうち48人が亡くなったそうです。皆さんの猛暑経験を振り返りそれにデータセンターの排熱による温度の上乗せを考え、家族、近所のお年寄りや病人や子供のことを考えてみましょう。事業者はこの影響、これを防ぐ追加対策を明らかにさせた上で、事業の是非を住民参加で徹底議論する必要があります。なお国の境影響評価制度に評価の規定がないためか事業者の多くが排熱影響を明示していません。一方、都道府県や市町村は、土地改変や建築許可などの許可権限を持っています。今は書類が整っていれば中身や地域への悪影響を何も考えずに承認する運用をしているところがあるようですが、許可権限を持つ人は自分が許可したデータセンターによる地域の環境、地域の住民の健康、猛暑日に自分の許可が元で地域の健康弱者が亡くなるかもしれない、などを考える必要があります。大気汚染では光化学スモッグ発生時には工場停止や稼働の低下などを求めます。騒音のアセスでは地域にある健康弱者の施設の調査を求めます。

建築許可はこう言う手続きがありませんが何も考えずに許可をすれば被害が発生し、事業者はもちろん、役所も責任を追及されます。役所は、事業者から許可をしないと裁判に訴えたと脅かされているかもしれませんが、そんな脅しではなく地域の被害を回避する責任を考える必要があります。

大型データセンターは今後地域熱供給とセットでないと認めない、地域の健康弱者の死亡増の原因を作ることを地域で認めないことを原則として自治体(都道府県や市町村)の権限を利用、自治体は地域の環境影響、住民とりわけ健康弱者の健康影響を事業者に明らかにさせた上で住民参加で意思決定をすることです。住民と事業者で紛争が生じた場合に市が調停手続きを行うことを条例化した自治体もあり、そのひとつである千葉県流山市ではデータセンター計画が中止に追い込まれています。

JNEP情報(2025年10月)

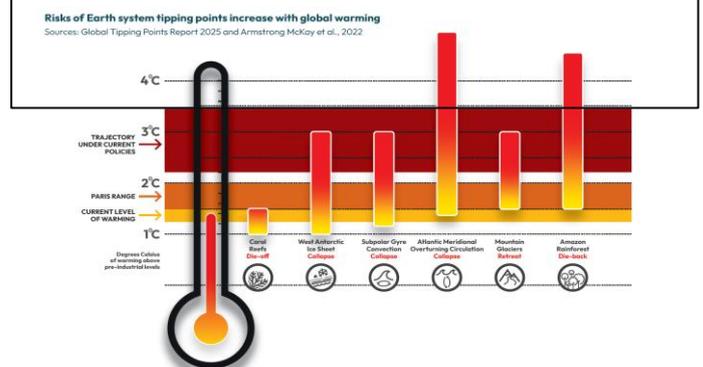
世界規模のティッピングポイントに到達

世界23か国160人の著者がまとめた「世界ティッピングポイントレポート2025」が出た。

世界はついに最初の世界規模のティッピングポイント(サンゴ礁の大規模な衰退)に到達したと指摘している。

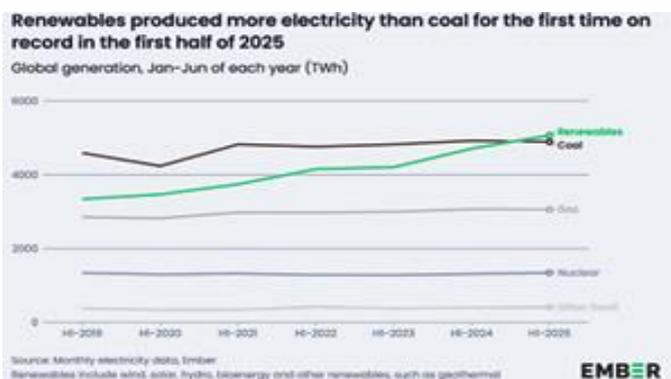
Emberのレポートは、2025年上期に世界全体の再エネ発電(水力含む)が34.3%に到達し、33.1%に減少した石炭火力を超えて再エネが最大の発電になったと報告した。再エネによる発電量の増分が世界の需要増を上回り、化石燃料発電が微減したことも報告されている。

世界23か国160人の著者がまとめた「世界ティッピングポイントレポート2025」が出た。2025年はずいぶん最初の世界規模のティッピングポイント(サンゴ礁の大規模な衰退)に到達したと指摘。



出典：Global Tipping Points Report 2025 Summary; <https://global-tipping-points.org/download/1419/>

2025年上期に世界全体の再エネ発電(水力含む)が34.3%に到達し、33.1%に減少した石炭火力を超えて再エネが最大の発電に



出典：Ember “Global Electricity Mid-Year Insights 2025”, <https://ember-energy.org/latest-insights/global-electricity-mid-year-insights-2025/>

NGOが日本政府の排出量取引制度の制度検討に問題があると報告

環境NGO気候ネットワークは、日本政府が新設を決め、制度設計を経済産業省の審議会で行なっている「脱炭素成長型排出量取引制度」について提言を行った。

基本的な事項として5点提言している。

1. 総量目標(キャップ)をきちんとだすこと。(大排出者全体にどのレベルの削減目標を課すのか原則がないので対象事業者全体の目標がない)
2. 目標期間を国の2030年およびそれ以降の削減目標に合わせること。
3. 発電事業者以外への有償割り当てを導入すべき。(排出枠無償配布は速やかにやめ、有償とする)
4. 上限・下限価格を定める規定の削除を求める。(同機関の推定では政府の制度案から推定される上限価格は2030年に300円/CO2トン(石油で0.7円/リットル)、2035年に1500円/CO2トン(石油で3.5円/リットル)程度で、国際的に推計されている炭素価格の十分の一から数十分の一にすぎない。)

5. クレジットの目標達成における使用を禁止すべき。(本来の排出削減以外で海外排出枠購入などで目標達成の枠を大盤振る舞いすれば本来の対策が進まない)

排出枠を定める「ベンチマーク(※注1)」の考え方で発電事業者と発電事業以外に分けて提言している。

発電事業者は事業者・会社で括らず、事業所単位にすべきである。目標年は2030年度とするのが最も合理的である。地球温暖化対策計画の2030年目標に明確に寄与させることが必要である。

鉄鋼、セメント、化学工業、精油、製紙など発電事業以外の製造業事業者の排出枠割り当てについても6点提言している。

1. 対象事業者の排出枠・目標について、事業所ごと、業種をまたぐ設備(例えば石油精製と石油化学と加工工程や、無機化学とセメント製造と加工工程と石炭火発など)が事業所内にある場合は、さらに業種ごとに分離して目標、排出枠、進捗点検の指標を定めるべきである。第1目標期間は2026年から2030年までとする。地球温暖化対策計画の2030年目標に明確に寄与させることが必要である。

2. 生産量比例の排出枠の設定が必要。生産量が減少した場合はその分の排出枠を減少させ、設備が変わらずに生産量が増加した場合は、増加分を抑制する修正を加え、その限度で増加を認めることとすべきである。

事業所を新設した場合は、エネルギー効率、再エネ利用率もトップランナー(※注2)によることとして、排出枠の割当の増加を認める。事業所の廃止の場合は、廃止後について日割計算ではなく、生産量を基準に割当を減ずる。そのためにも、生産量を毎年、報告させることが必要である。

3. 素材製造業の活動量指標は生産量とすべきである。活動量指標は、事業者が選択するのではなく、国が定めるべきである。

4. 既存目標と技術的可能な最善策に基づく排出枠の設定、目指すべき排出原単位の算出にあたって、「エネルギー効率の向上(省エネ)」

「燃料転換」及び「再エネ拡大」の3つの項目とすべきである。「エネルギー効率の向上(省エネ)」は、優良事業所レベルのエネルギー効率を2030年に達成すること(省エネ法ベンチマークでは上位約15%)を必須とする。

「燃料転換」は天然ガス化を2030年に実現する。自家発電がある場合は、その電力排出係数は政府第6次エネルギー基本計画2030年の電力排出係数想定0.25kg-CO₂/kWh以下にする。「再エネ拡大」は、少なくとも省エネ法で定めた燃料の非化石目標以上を2030年に達成する。

5. 早期の削減努力、生産拠点の国外移転回避、研究開発投資の促進を名目とする排出枠の追加案について、これらによる加算は行うべきでない。これらの排出枠の加算のための「勘案事項」を緩やかに認めていくことはそもそも排出枠の割当にかかる精緻な検討を無意味にしかねない。

6. 特殊事情に配慮せず、公平な省エネ率適用が必要である。同じ業種内の個別事業所の特殊事情に配慮することで、全体での排出削減や効率改善が後退させられることがないようにすべきである。

エネルギー多消費分野以外の事業者の排出枠の割当についても、可能な限り、業種別ベンチマークとすることが適切である。

今年夏の猛暑の被害、原因などの科学報告相次ぐ

米国の研究組織「クライメート・セントラル」は、2025年6～8月に世界で約9.5億人が人間活動による温暖化・気候変動の影響で、「危険なほど高温の日」を30日以上経験したと報告した。

英国インペリアルカレッジなどの研究者の共同研究では、ヨーロッパの都市部では6～8月の猛暑で16500人が死亡したと推定され、気候変動がなければ死者は3分の1以下になった可能性がある。ここでは人口の3分の1しかカバーしておらず実際の死者はさらに大きいと予測されると述べている。

気象学の学者などで作る日本の極端気候アトリビューションセンター(※注3)は、日本の今年6月中旬の記録的高温は地球温暖化がなければ起こり得なかった、7月下旬の記録的高温も地球温暖化の影響がなければ発生しなかったレベルと発表した。

(※注1)

ベンチマークとは、製品・サービス・事業などの性能や成果を評価・比較するための「基準」や「指標」、またはそれらを評価する「テスト」や「活動」自体を指す言葉です。

(※注2)

トップランナーとは

「トップランナー制度」は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)に基づき、対象となる機器の中で最も高い性能を示す製品を基準として、将来的な製品全体の省エネ性能を引き上げることを目的とした制度です。1999年に自動車や家電製品などを対象に導入されて以来、エネルギーを大量消費する様々な特定機器に拡大されてきました。

トップランナー基準は、特定機器の中で「最も省エネ性能が優れている製品(トップランナー)」の性能値と同等以上に設定することで、他の製品の性能向上を促し、業界全体の省エネを推進する仕組みになっています。

(※注3)

アトリビューションセンター
極端気象アトリビューションセンター(WAC)は、
日本各地で発生した極端気象について、人間
活動による地球温暖化やその他の気候変動が
どの程度影響しているかを

「イベント・アトリビューション」という
科学的手法で分析し、その結果を公表して
います。

活動日誌

9月

26日 公害総行動事務局会議
29日(月)ノーモア・ミナマタ東京裁判
30日(火)ノーモア・ミナマタ新潟裁判

10月

18日(土) JNEP幹事会

今後の日定

10月

20日(月) 公害総行動実行委員会
29日(水), 30日(木)
ノーモア・ミナマタ東京行動

11月

15日(土) JNEP常任幹事会

12月

3日(木)ノーモア・ミナマタ東京裁判
6日(土)環境公害セミナー
6日(土)、7日(日)
日本科学者会議東京支部
第23回東京科学シンポジウム
20日(土) JNEP総会



水俣病不知火患者会の宣伝カー
「なくせ公害・守ろう地球環境」の文字が

発行 : 公害・地球環境問題懇談会
(公害・地球懇/JNEP)
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニーシティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-3663
FAX 03-3352-9476
郵便振替 : 00140-1-80892
加入者 公害・地球環境問題懇談会
URL : <http://www.jnep.jp/>